

村税納期内納付のお願い

村税は、納税者の皆さんが、定められた期限（納期限）までに、自主的に納めていただくことになっています。

納期限を過ぎてしまうと、本来納めるべき税金の他に、督促料や延滞金もあわせて納付することになり、余計な負担が増えてしまいます。

納期限までの納付が困難な場合は、「今は払えないから・・・」と、そのまま放っておかずに、分納もできますのでお気軽にご相談下さい。

村税を滞納すると・・・悪質な場合、滞納処分を行うことがあります！

◆ 滞納処分とは ◆

税金を納めないで滞納したままでいると、納期内に納めていただいた方との税負担の公平性を保つため、また、本村の大切な財源を確保するために、やむを得ず滞納者の財産を差し押さえることとなります。

税金の滞納 → 督促状 → 催告状 → 財産調査 →  差押え

◎差押え対象財産・・・給与、預貯金、不動産、生命保険、自動車、有価証券など

○ 各村税の納期は下記のとおりです ○

税目	期別	納付期限	納付先
村民税・県民税 (住民税)	1期	平成25年 7月 1日 (月)	○村役場会計課 窓口
	2期	平成25年 9月 2日 (月)	○沖縄銀行 高橋支店 普通 1396598
	3期	平成25年10月31日 (木)	○琉球銀行 本店 普通 0175435
	4期	平成26年 1月31日 (金)	
固定資産税	1期	平成25年 4月30日 (火)	○ゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行間送金) 記号 17010 番号 11288151
	2期	平成25年 7月31日 (水)	
	3期	平成25年12月25日 (水)	○ゆうちょ銀行 (他金融機関からの振込) 記号 708 番号 1128815
	4期	平成26年 2月28日 (金)	
軽自動車税		平成25年 4月30日 (火)	※名義はいずれも・・・ 渡嘉敷村会計管理者

※納付期限を確認し、お支払いがまだの方は早めの納付をお願いします。

※固定資産税については、口座振替が利用できます。